

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、日本原価計算研究学会（以下、「本学会」という）の会員に関する個人情報の適正な取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）及び個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報保護統括責任者等)

第3条 個人情報保護のための業務を統括する者として、個人情報保護統括責任者を置くものとし、会長がその任にあたることとする。

- 2 個人情報保護統括責任者の下にデータ保護責任者を置くものとし、倫理委員会委員長を務める副会長がその任にあたることとする。

(個人情報の収集)

第4条 本学会は、不正な手段により個人情報を取得しない。

- 2 本学会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を取得しない。ただし、法令に基づいて取得する場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等、法令で認められている場合は、この限りではない。

(個人情報の利用目的)

第5条 本学会は、個人情報を次の目的で利用することができる。

- (1) 全国大会および研究部会における運営上必要な会員資格の確認
- (2) 学会誌編集委員会における査読者の選定、出版物や印刷物の送付に関連する業務
- (3) 学会賞審査のために必要な会員資格の確認
- (4) 会員資格の維持に必要な会費納入状況の確認や会費の請求
- (5) 本学会の運営に関わる会員への情報提供
- (6) 学会役員および学会賞審査委員の選挙管理
- (7) 会員名簿、会員サイト、および会員データベースの管理
- (8) 事務局の会員管理

- (9) 前各号に掲げるもののほか、本学会の目的に照らして妥当であるとして、常任理事会で決定された利用目的

(個人情報の第三者への提供制限)

第6条 本学会は、次のいずれかに該当しない限り、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 会則第3条に示す事業を行うために、個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合

- 2 前項における個人情報の提供は、データ保護責任者を通じて行う。第5条に掲げる利用目的に関する業務を外部に委託する場合には、データ保護責任者が、当該業者に対して適正な管理が行われるように管理・監督する。

(個人情報の管理)

第7条 本学会は、収集した個人情報が外部に漏洩しないように、また個人情報の破壊や改ざんを受けたり、紛失したりしないように、適切な管理を行わなければならない。ただし、本人の責任によって本学会以外に開示されているか、もしくは既に公開されている個人情報については、本学会の管理対象外とする。

- 2 個人情報の紛失、破壊、改ざん、または漏洩等が発生したときには、個人情報保護統括責任者は、すみやかに回復に努めるとともに、再発防止措置について検討しなければならない。

(個人情報の開示及び訂正)

第8条 本学会は、本人より本人に関する個人情報の開示の請求があったときは、原則として遅滞なく開示しなければならない。また本人に関する個人情報の訂正等の申し出があったときは、原則として遅滞なく訂正等を行わなければならない。

(Web サイト等における取り扱い)

第9条 本学会がデジタルメディアを通じて個人情報を発信・共有する場合には、ホームページ管理委員会運営細則によって、その内容、方法、および手順を定める。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、常任理事会が定める。

(本規程の変更)

第11条 本規程の変更は、常任理事会での審議を経て、理事会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、令和4年9月6日から施行する。